

返戻金制度について

当社の人材紹介サービスにより就職した者が入社後3か月以内に本人の都合による退職又は就職した会社規定に基づく懲戒解雇に該当する事項により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の80%相当額
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の50%相当額

以上